

業務指示書

ラオス国持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月19日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林経営およびREDD+政策

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/森林政策・森林経営）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：森林政策及び森林経営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 REDD+政策】

- 1) 類似業務の経験：REDD+政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LAK1 = 0.015 円, US\$1 = 122.74 円, EUR1 = 136.19 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 9月10日(木) 14:00 ~ 17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、○
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/森林政策・森林経営
REDD+政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

44.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月18日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ラオス国持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/森林政策・森林経営	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： REDD+政策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」という）の森林率は1940年代には70%以上であったが、水力発電、鉱山開発、プランテーション開発等の土地利用変化により2010年には40%まで低下した。ラオス政府は森林率を70%に回復することを目標とした「森林戦略2020」を策定するとともに、森林減少・劣化等に由来する排出の削減（以下、REDD+）を有効な手段としてとらえ、2011年に国家REDD+タスクフォースを設置して実施準備に取り組んでいる。

一方で、2011年の省庁再編に伴い、森林行政は保護林・保全林が天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)森林資源管理局 (Department of Forest Resource Management: DFRM)、生産林は農林省林野局 (Department of Forestry: DOF) に所掌が分割された結果、両省間の所掌業務の混乱や人材配置のアンバランスの問題が指摘されている。県、郡レベルの森林管理は、地方分権化に伴い、県天然資源環境及び農林事務所、郡天然資源環境及び農林事務所等が担っており、地方レベルの森林管理能力の強化も急務となっている。

また、REDD+実施のためには、衛星画像解析等に基づく精度の高い森林資源情報の整備が不可欠であるものの、ラオスにおいて森林資源情報管理は処理能力や容量がREDD+関連データの適切な解析・管理に対応できるものでない他、情報を集積・分析する人材が不足しており、REDD+を通じた森林保全の基盤が脆弱である。

かかる背景のもと、2013年にラオス政府から我が国に対して「持続可能な森林経営及びREDD+推進のための森林セクター政策・戦略プロジェクト」の要請があった。本要請を受けて、JICAは2014年5月にラオス政府との間でプロジェクトの基本計画を合意し、同年9月16日に討議議事録 (Record of Discussions; 以下「R/D」) の署名・交換を行った。同R/Dに基づき同年12月から準備フェーズ専門家を派遣して本格フェーズの実施に必要な更なる情報収集と整理を行い、2015年3月の詳細計画策定調査において本格フェーズの協力内容についてラオス政府と合意した。同調査結果を踏まえ、案件名を「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」に変更して、2015年7月にR/D (改訂版) を署名・交換し、2015年10月から2020年10月までの5カ年の期間で、本格フェーズの実施を予定している。

本業務は、上記R/D (改訂版) に基づき、ラオスの森林セクターにおけるREDD+の活用戦略明確化と、森林資源情報の一層の充実を図ることにより、ラオスの持続可能な森林経営に係る能力の強化を図り、もってラオスの持続可能な森林管理 (以下「SFM」) の促進に寄与することを目的として実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト

(2) 上位目標

ラオスにおいてREDD+の完全実施により、持続可能な森林経営が促進される。

(3) プロジェクト目標

REDD+の活用戦略明確化と、森林資源情報の整備を通じて、ラオスの中央および地方政府において REDD+を担当する機関及び人材の持続可能な森林経営に係る能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果 1 中央政府の森林セクターにおける政策策定、実施、コーディネーションが促進される。

成果 2 国家森林モニタリングシステムの運用を通じて REDD+による国全体の排出削減・吸収量が測定される。

成果 3 国レベルの REDD+の構築・管理、コーディネーションが促進される。

成果 4 ルアンプラバン県の REDD+準備が促進される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 森林関連法令や政策策定の支援を行う。
- 1-2 森林政策策定能力強化のための研修等を実施する。
- 1-3 森林セクターのコーディネーションを支援する。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1 国家森林モニタリングシステム(NFMS)の構築を支援する。
- 2-2 NFMS を活用した REDD+に関する第 1 回国家測定、報告及び検証(以下「MRV」)の実施を支援する。
- 2-3 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL) の設定を支援する。
- 2-4 次期国家森林インベントリ(National Forest Inventory: NFI) (2016-2017)を支援する。

【成果 3 に係る活動】

- 3-1 国レベルの REDD+政策・制度へ技術的助言を行う
- 3-2 DFRM 及び DOF による国 REDD+の調整機能向上を支援する
- 3-3 JCM-REDD+の制度・技術的進展に合わせた、ラオスへの導入を側面支援する

【成果 4 に係る活動】

- 4-1 県における REDD+の実施枠組みを構築する。
- 4-2 県における REDD+に係る優先政策のパイロット事業を行う。
- 4-3 県 REDD+に活用する森林モニタリングの構築・実施を支援する。
- 4-4 REDD+に関する県と中央の連携促進を支援する。
- 4-5 PAREDD アプローチ の県他地域への普及基盤を強化する。

(6) 対象区域

ラオス全国、ルアンプラバン県

(7) 関係官庁・機関

天然資源環境省(MONRE)森林資源管理局(DFRM)

農林省林野局(DOF)

3. 業務の目的

「持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現せしめ、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2015年7月1日にラオス政府と締結の R/D に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 天然資源環境省森林資源管理局と農林省林野局との連携

本プロジェクトは、主要なカウンターパート（C/P）をラオス政府の REDD+の担当である DFRM としている。他方、DOF にも REDD+担当部門があり、森林行政や森林情報整備の関連人材は同局が多く有している。プロジェクトの実施にあたっては、DFRM を主要 C/P 機関としながらも、DOF とも十分に連携の上で各事業を進める必要がある。また、ラオスにおける森林行政担当部局再編の可能性もあるため、関連する情報を随時得た上で業務を行い、業務実施に重大な影響がある場合には速やかに C/P 及び JICA へ報告し、対応策を協議すること。

(2) UNFCCC への適合性および各取組間の整合性確保

本プロジェクトは、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）における REDD+の議論及び合意内容に適合した支援を基本とし、支援対象となる各種政策・制度や技術手法も同要件に適合したものとする。REDD+は、最終的に国レベルでの完全実施を目指すものであり、そのための段階的取り組みとして準国レベルでの実施、或いは、自主的な取り組みとしてプロジェクトレベルでの実施を可能とするものと位置づけている。

本業務では国レベルで REDD+の政策・制度構築を支援するとともに、準国レベルとしてルアンプラバン県を対象とした REDD+実施支援を行う計画である。両レベルに加えて同国内に存在するプロジェクトレベルの取り組みを含めた 3 階層間の整合性確保に留意し、実施アプローチ等に齟齬が生じないように配慮することとする。また、世銀 Forest Carbon Partnership Facility の Carbon Fund（FCPF-CF）へのラオスの参画が検討されていることから、同排出削減プログラムとの整合性を確保することも必要となる。

本業務の REDD+支援範囲は、R/D に添付されている REDD+ロードマップ案を参照するとともに、ラオス政府及び開発パートナー間の共通認識としての REDD+ロードマップ策定をラオス政府に促し、同ロードマップに沿って各取組がシナジー効果を得られるように支援すること。

(3) REDD+実施資金確保

ラオスにおける森林保全の展開では財源確保が大きな課題である。そのため、ラオス政府は国及び準国レベルの REDD+準備過程を通じて REDD+の実施資金及び結果支払い資金の獲得を模索している。例えば実施資金として世銀の Forest Investment Program (FIP)、結果支払い資金としては FCPF-CF、あるいは我が国政府の二国間クレジット・メカニズム (JCM) 等が可能性として挙げられていることから、本業務ではその実現に向けた支援も行う。

ラオス政府は FCPF-CF に対して、ルアンプラバン県を含む北部複数県を対象とする Emission Reduction Program Idea Note (ER-PIN) の提出を予定している。同計画が FCPF-CF のパイプラインに採択された場合には、その推進に協力するとともに、本プロジェクトの諸活動との連携を確保する必要がある。その場合、同計画に合わせた準国レベルでの FREL/FRL 及び MRV、ルアンプラバン県の体制整備などの追加的な業務が本プロジェクトに要望される可能性が高い。これらの想定される支援業務は今回契約には含めず、ER-PIN が採択された後に別途協議し、決定する。

(4) 準国レベル REDD+準備支援における先行協力の成果活用

本プロジェクトの成果 4 はルアンプラバン県の REDD+準備促進を通じて SFM に必要な能力強化を行い、かつ、準国レベルでの取り組みを通じた国レベルの政策・制度構築への貢献を目指している。

森林からの排出削減・吸収増加に繋がる優先政策のパイロット事業（活動 4-2）については、業務開始後の C/P との協議や森林状況の詳細分析（ドライバー分析）と対策検討の結果を通じて最適な政策的介入手段が特定された後に協議のうえ決定し、必要に応じ契約変更等による対応を想定している。

他方、先行の「森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト」(PAREDD) が開発した焼畑抑制手法 (PAREDD アプローチ) が準国レベルの REDD+施策として活用されるよう普及基盤の強化を支援するとともに、コストの低減やモデルの簡素化を考慮し、これまでの協力成果の普及を図る。

なお現時点では同県での具体的な現場支援活動は想定していないが、当該活動がラオス政府と JICA との間で合意された際には、下記(7)に記載するセーフガードやジェンダー配慮の観点を踏まえつつ、別途支援計画を策定して C/P 及び JICA と協議、決定し、必要に応じ契約変更を行うこととする。また、上記 (3) の FCPF-CF に関連する REDD+活動では、PAREDD アプローチや本プロジェクトで培われたその他の知見を活用することが期待される。

(5) JCM 制度を活用した REDD+への側面支援

ラオスは我が国との二国間クレジットメカニズム (JCM) に署名しており、同制度における REDD+の適用を検討している。経済産業省及び環境省の委託による民間事業者の実現可能性調査 (FS) がルアンプラバン県ポンサイ郡を対象として実施されており、これを基にした JCM・REDD+事業が開始される可能性が高い。本プロジェクトは、ラオス政府の JCM・REDD+に関する知見の強化を図るとともに、JICA と相談の上、同 JCM・REDD+事業者への助言、意見交換を行う。ラオス政府の意向および民間事業者の実施責任を前提

としつつ、JCM・REDD+及びその他のクレジット獲得支援を通じた我が国の排出削減策への貢献にも十分に配慮して業務を進める。

(6) カウンターパート（C/P）機関の能力強化

本プロジェクトの目標に明示されているとおり、本業務を通じて C/P 機関・人材の能力強化を行うこととし、その変化の度合いについては指標ごとにベースラインと結果の比較が可能となるよう工夫が必要である。

なお、研修などの能力強化活動は各開発パートナーが別個に実施する傾向があるため、体系的かつ協調された実施による効率化の必要性が認識されてきている。従って、本業務においては、まず体系的で協調された能力強化活動の必要性について開発パートナーを含む関係者の理解を促し、協調された支援を進めるように働きかける。その上で、本プロジェクトとして担うべき分野・内容を特定し、能力強化活動を行うものとする。

また、成果 3 は基本的には国レベル REDD+構築に対する技術的インプットを中心としているが、技術面以外での支援ニーズが認められる場合には C/P 及び JICA と協議をしながら支援の範囲と可否を判断する。

(7) セーフガードおよびジェンダー配慮

国および準国レベルの REDD+支援においては、UNFCCC で合意されているセーフガード要件、一般的要求事項として認識されているジェンダーへの配慮を十分に促す形で支援を行うこととする。上記(4)に関連した焼畑抑制手法（PAREDD アプローチ）の協力成果の普及にかかる活動については、セーフガードやジェンダー配慮の観点をより発展させた形で取り込み、支援を行うことが期待される。については、プロポーザルにジェンダー配慮活動の計画、手法を明記すること。なお、当該活動については、ラオス政府と JICA との間で協議、決定したうえで、必要に応じて契約変更等を行うこととする。

(8) 森林情報整備

我が国はこれまでにラオスの森林情報整備に関するハード、ソフトの支援を複数実施してきた。特に技術協力「森林経営及び REDD+のための国家森林情報システム構築に係る能力向上プロジェクト」（NFIS）では、REDD+への活用を主眼に置いて国家森林情報データベースのプロトタイプ開発、森林区分図作成（2000 年、2005 年、2010 年）、森林炭素層化方法の検討、次期国家森林インベントリ調査方法および実施体制の検討、FREL/FRL 及び MRV の手法検討などを実施した。また、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」のソフトコンポーネントでは、森林バイオマス調査、アロメトリー式開発、RapidEye 衛星画像による 2015 年全国森林率調査を支援中である。本業務ではこれら支援との連続性を十分に考慮し、他の開発パートナーとの協力を通じて、効率的に事業を実施することとする。また、データベース等の整備においては、関連する開発パートナー（GIZ 等）とも十分に協力の上、システムの統一性を確保する必要がある。

なお、本プロジェクトでは NFMS を「REDD+の MRV に必要な情報を提供するシステム」、すなわち REDD+活動の実施の結果としての排出削減・吸収量を測定・報告するためのシステムと位置づけており、セーフガード情報を含めることは想定していない。また、

2015年森林区分図は、2015年全国森林率調査のために購入されている RapidEye 衛星画像を利用し、NFIS が作成した 2010年森林区分図をベンチマーク地図に用いて作成することとする。

(9) 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、中央政府及び地方政府の REDD+を含む持続可能な森林管理に従事する C/P 職員の能力向上を図る観点から、C/P を対象とした本邦研修（国別研修）及び（課題別研修への上乗せ派遣）を実施する。

国別研修 については、コンサルタントは本業務の趣旨を十分に理解し、C/P と協議の上、研修計画を作成し、JICA の合意を得た上で研修を実施する。なお、当該業務に係る経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014年4月）」を適宜参照の上、積算を行うこと。なお、本経費については、本見積にて積算すること。

課題別研修への上乗せ派遣についての費用は業務実施契約には含めず、コンサルタントは、事前に JICA と協議の上適切な研修対象者を人選するとともに、派遣に向けた事前指導等を行うこと（同行は不要）。

(10) 資機材調達等に係る業務

ラオス政府は 2019年に国レベルで REDD+の第1回 MRV を実施し、同国の UNFCCC 国家フォーカルポイントが他の排出部門と併せて取りまとめる隔年更新報告書により UNFCCC へ提出する予定である。第1回 MRV で使用する衛星画像の種類は本業務を通じて設計される MRV 手法等に拠ることから、見積時点においては 2010年と 2015年の森林区分図作成と同様、RapidEye を使用すると仮定した上で画像の購入、処理及び解析に必要な費用を本見積もりで積算すること。

(11) 広報活動、国際会議等への参加

本協力の意義、活動内容とその成果をラオス・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、プロジェクトホームページ作成（和文、英文）、JICA 及びラオス側メディア、日本メディアへのプロジェクト活動や成果のプレスリリース、プロジェクト関連報道・広報記事の集計・分析等を行う。また、ODA モニター、教師海外研修等の受け入れに関しては、JICA 事務所と相談の上必要な対応を取ること。上記業務については、プロポーザルにおいて具体的な内容を提案することとする。

また、本プロジェクトを通じて進める REDD+の実施体制整備について、UNFCCC COP 等の国際会議や国際ワークショップを活用して情報発信することは広報の観点に加えて C/P の能力強化の観点、さらに本業務へ有益な情報とフィードバックを得るという目的からも重要である。このような国際会議や国際ワークショップへの C/P の参加は他の開発パートナーと協調の元で為されると予想されるが、現時点で想定される内容及び費用をプロポーザルに含めること。

(12) ローカルコンサルタント等を活用した効率的なプロジェクト実施

効率的かつ自立発展性のある支援とするために、ローカルコンサルタント等、現地リソ

ース活用の余地がある場合には積極的に検討することとする。

例えば成果4の「PAREDDアプローチの県他地域への普及基盤強化」では、現地言語能力、対象地域の社会・文化的なコンテクストの把握、中・長期的観点から自立発展性などが不可欠であるところ、ラオス国内で活動するローカルコンサルタント、研究機関、NGOなどを積極的に活用し、効率的かつ効果的なプロジェクト運営に努めることとする。本プロジェクトの能力向上の対象は第一義的にはC/P機関であるが、プロジェクト実施を通じてこれらローカルキャパシティの向上にも貢献することが期待される。

また、JICAとRECOFTC(The Regional Community Forestry Training Center for Asia and the Pacific)間の連携協力協定に基づくコミュニティ・フォレストリー推進のための活動を2018年度まで実施予定であるため、日本の各会計年度当初にRECOFTCと相談の上連携活動を計画し、JICA本部から活動内容並びに予算に関する承認を得た上で実施することとする。同連携活動に必要な予算はJICAが確保し、業務実施向けには追加契約、RECOFTC向けには連携協定に基づいてJICAから支弁する予定である。従ってプロポーザル作成時点では本には含めないこととする。

(13) 会議の開催

本プロジェクトの円滑な実施のため、コンサルタントはC/Pと協力して以下の会合を含む定期会合を積極的に開催し、関係者間の認識共有、オーナーシップ醸成に努めること。合同モニタリング会合の具体的な参加メンバーや実施頻度・時期については、C/Pと調整の上、確定する。

1) 合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)

下記の目的に沿って少なくとも年1回開催すること。

(ア) R/Dの範囲内でのプロジェクト年間計画の作成、承認

(イ) プロジェクトの進捗管理、報告

(ウ) プロジェクトの円滑な実施のために、本プロジェクトが抱える課題の検討

2) 合同モニタリング会合

少なくとも6か月毎に、PDMの指標、POの進捗等のモニタリングのための会合を開催すること。その際には進捗確認に加えて目標・成果達成度の検証、戦略・計画の見直し、リスク管理及びインパクト発現等の視点も踏まえること。モニタリングの結果はJICA所定のモニタリング・シートにまとめ、JICAラオス事務所に提出すること。

3) 森林サブ・セクターワーキンググループ(FSSWG)

森林サブセクターワーキンググループ(FSSWG)は、ラオス政府と関連開発パートナーがセクターの課題や今後の取り組みを議論する場であり、JICAが天然資源環境省とともに共同議長を務め、概ね四半期に一度開催している。本プロジェクトは、JICAがこれまでに担って来たFSSWGの事務局を補佐する役割を引き続き担うこととし、議題の整理や課題対応の進捗管理、会議運営を支援する。また、REDD+に関するラオス政府と開発パートナーの定期協議の確保が期待されているところ、FSSWGにおいてREDD+を適切に議題に含

める、或いは、REDD+については別途協議の場を設けるよう調整を行う必要がある。さらに、森林戦略 2020 の改訂に向けた議論も同ワーキンググループを基本的に活用しながら、必要に応じて別途協議の場を設ける等の工夫を行うこととする。

(14) プロジェクトの柔軟な運営

能力強化(Capacity Development)を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスや REDD+の国際交渉の進展状況等、プロジェクトを取り巻く環境の変化に応じて、プロジェクトの活動を柔軟に改訂していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な措置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(15) モニタリング方法

本プロジェクトでは、本邦から別途調査団を派遣して実施する中間レビューや終了時評価を行わない予定である。コンサルタントは、JICA 所定のモニタリング・シートを活用し、C/P とともに日常的に事業モニタリングを行うこととする。

その際のモニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している業務を包含する。コンサルタントは、これら業務を C/P と共同で実施・確認すること。

モニタリング・シートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6 か月毎の頻度で C/P 機関と共同で作成し、JICA ラオス事務所に提出することとする。

(16) JICA 本部からのモニタリング調査団

JICA は必要に応じ、案件の進捗状況モニタリングのための調査団を本部から随時派遣する。同調査の実施に当たっては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等（「7. 成果品等」を参照）を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること。

(17) 事業の期分け

本プロジェクトは、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定している。

【第 1 期】2015 年 10 月～2017 年 12 月（約 26 か月）

【第 2 期】2018 年 1 月～2020 年 10 月（約 34 か月）

このため、第 1 期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の要否等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て第 2 期の契約締結を想定している。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下の通りである。

なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA

ラオス事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、C/P と協働して以下の各活動を実施すること。現地作業については C/P への OJT を通じた実践的な能力の向上に留意すること。以下に想定される業務内容を記載するが、業務内容を参照し、以下の項目を含んだ効果的な業務実施方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

【第 1 期契約期間（2015 年 10 月～2017 年 12 月）に予定している活動】

(1) ワーク・プラン（全体期間及び第 1 期原案）の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、本プロジェクトの全体像を把握するとともに、本プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（全体期間及び第 1 期原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、JICA 及びラオス側関係者と協議、意見交換を行い、本プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プランについては、上記意見交換と、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、ラオス側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（全体期間及び第 1 期原案）として取りまとめ、合意することとする。

(2) 成果 1 に係る活動

(1-1 森林関連法令や政策策定の支援を行う。)

1-1-1 森林戦略 2020 の改訂スケジュール・体制等を策定し、関係者で合意する

1-1-2 森林サブセクターワーキンググループ（FSSWG）の枠組みを利用し、ドナーによるラオスの政策的優先事項への支援を整理・調整する。

1-1-3 上記を受けて、森林セクターの主要政策の策定を支援する（例：森林法の実施規則）、（REDD+関連政策は成果 3 で扱う）

(1-2 関連分野に関する能力強化のための研修を実施する。)

1-2-1 他のドナーや関係者と協力の上、ラオス内での研修を実施する。

1-2-2 優先分野を特定の上、国別研修を計画し実施する。

1-2-3 他のステークホルダーと協調し、C/P の関連する国際会議やワークショップへの参加を支援する。

(1-3 森林セクターのコーディネーションを支援する。)

1-3-1 FSSWG の事務局機能を支援する（情報共有、政策対話、ドナー調整等）。

1-3-2 四半期ごとに FSSWG が開催されるよう支援する。

1-3-3 森林サブ・セクターワーキンググループと他のワーキンググループとの相乗効果を高める。

(3) 成果 2 に係る活動

(2-1 国家森林モニタリングシステム（NFMS）の構築を支援する。)

- 2-1-1 国家森林モニタリングシステム開発計画を確定を支援する。
- 2-1-2 上記 2-1-1 を受けて組織体制、実施プロセスを決定する。
- 2-1-3 国家森林情報システム (NFIS) のプロトタイプを用いて NFMS の物理システムを開発する。

(2-2 NFMS を活用した REDD+に関する第 1 回国家 MRV(測定、報告及び検証)の実施を支援する。)

- 2-2-1 MRV (計測、報告、検証) に係るプロセスの確定を支援。
- 2-2-2 「報告」に係る業務：森林セクターから国家 GHG インベントリ (第 3 次国別報告書、隔年報告書) へのインプットを促進する。
- 2-2-3 「検証」に係る業務：UNFCCC が求める必要な対応を促進する。

(2-3 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)¹の設定を支援する。)

- 2-3-1 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)開発のための計画・手順を確定する。
- 2-3-2 森林減少・劣化の要因分析及び対策(PaMs)を特定する
- 2-3-3 活動データ作成のため、2015 年の森林区分図を開発する
- 2-3-4 次期 NFI (2016-2017) 等に基づく排出係数を策定する
- 2-3-5 2015 年の炭素マップを開発する
- 2-3-6 複数年の炭素マップを元にした過去トレンドを解析する
- 2-3-7 「各国状況 (National Circumstances)」、「参照シナリオ」を定義する
- 2-3-8 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)確定に関するワークショップを開催する。

(2-4 次期国家森林インベントリ(NFI) (2016-2017)を支援する。)

- 2-4-1 次期国家森林インベントリ(NFI)計画策定を支援する。
- 2-4-2 NFI の実地調査に係る技術支援を行う。
- 2-4-3 NFI 調査結果の取りまとめを支援する。

(4) 成果 3 に係る活動

(3-1 国レベルの REDD+政策・制度へ技術的助言を行う。)

- 3-1-1 国の REDD+戦略策定を促進する。
- 3-1-2 国の REDD+戦略への技術的支援を行う。
- 3-1-3 国の REDD+政策 (例 セーブガード、利益配分システム) への技術支援を行う。

¹REDD+の実施成果を評価する際に必要な CO2 排出削減(および吸収)量を測るための基準値。

- 3-1-4 ラオスの REDD+と UNFCCC の担当者の協力を促進する。
- 3-1-5 ルアンプラバン県における REDD+の取組と国家レベルの取組を協調させる。
- 3-1-6 他ステークホルダーと連携の上、ラオス政府の FCPF-CF へのアクセスを改善する。

(3-2 DFRM 及び DOF による国 REDD+の調整機能向上を支援する。)

- 3-2-1 国家 REDD+タスクフォース (NRTF) への技術支援を行う。
- 3-2-2 技術ワーキンググループ (TWG) への技術的助言を行う。
- 3-2-3 選定した TWG への技術的支援を行う。

(3-3 JCM-REDD+の制度・技術的進展に合わせた、ラオスへの導入を側面支援する)

- 3-3-1 JCM-REDD+に関する技術的インプットを行う。
- 3-3-2 JCM-REDD+に対する理解向上を図る。

(5) 成果 4 に係る活動

(4-1 県における REDD+の実施枠組みを構築する。)

- 4-1-1 REDD+を担う県レベルの組織の構築を支援。
- 4-1-2 県における森林由来の排出及び吸収の要因を特定する。
- 4-1-3 県レベルの REDD+戦略 (PRS) の作成を支援する。
- 4-1-4 PRS 実施のための能力強化を図る。

(4-2 県における森林由来の排出及び吸収に係る優先政策のパイロット事業を行う。)

- 4-2-1 森林由来の排出及び吸収の要因に対応する優先的森林政策を特定する。
- 4-2-2 優先的森林政策を試行する。

(4-3 県 REDD+に活用する森林モニタリングの構築・実施を支援する。)

- 4-3-1 県の森林モニタリング計画を策定する。

(4-4 REDD+に関する県と中央の連携促進を支援する。)

- 4-4-1 県の JCM-REDD+への理解向上を図る。

(4-5 PAREDD アプローチ の県他地域への普及基盤を強化する。)

- 4-5-1 JCM-REDD+プロジェクトへの助言を行う。
- 4-5-2 PAREDD アプローチを普及するためのトレーナー向け研修 (ToT) を行う。
- 4-5-3 PAREDD 協力サイトのモニタリングを行う。
- 4-5-4 県の REDD+実施に係る外部資金へのアクセスや他の事業との調整を支援する。

(6) 共通事項

1) 関係者向けワークショップの開催

ラオス政府関係機関及び関連ドナー等への情報共有及びプロジェクト成果の普及、広報を目的としたワークショップをプロジェクト期間中、年 1 回の頻度で開催することを想定し

ている。資料作成、議事録の作成、プレゼンテーション実施等のワークショップ開催に必要な業務を行うこと。また、JICA ラオス事務所と協力し、広く参加者を呼び掛けることが望まれる。詳細は上記「5. 実施方針及び留意事項」の(9)を参照のこと。

参加者人数は1回あたり50名を想定している。なお、ワークショップ開催にかかる費用については、本見積にて積算すること。

2) 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、中央政府及び地方政府の REDD+を含む持続可能な森林管理に従事する C/P 職員の能力向上を図る観点から、C/P を対象とした本邦研修を以下の通り想定している。詳細は上記「5. 実施方針及び留意事項」の(10)を参照のこと。

2-1) 本邦研修（国別研修）：各期契約期間あたり2回、1回あたり4名程度、期間は2週間程度を想定。

2-2) 本邦研修（課題別研修への上乗せ派遣）：2016年度以降の関連分野の課題別研修を想定するが、具体的な派遣コースについては JICA 内部にて検討中。

3) 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、これまでの技術協力プロジェクトや無償資金協力により供与した機材を活用することを前提としており、供与機材は必要最小限の調達を見込んでいる。他方で、衛星画像解析や GIS に使用するソフトウェアのライセンス更新は行うこととし、コンサルタントは業務開始後に C/P と最終的な機材（ソフトウェア含む）、数量、仕様等について調整を行い、必要性が認められるものについて JICA に供与機材計画案を提出する。同計画案では、必要に応じ JICA 調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」に基づいて調達を行う。必要な機材は必要最低限としプロポーザルで提案することとする。本経費については本見積にて積算すること。

なお、JICA 調達分のうち現地調達分については、仕様書の作成等、JICA が行う調達業務を支援することとし、本邦調達分については、「機材本邦調達支援業務ガイドライン（2014年8月）」に基づき、現地でのニーズ把握から機材選定までを行い、JICA 所定の様式にて必要な情報を JICA に提供する。

4) 業務完了報告書（第1期）の作成

第1期の終了時に業務完了報告書（第1期）（を作成し、JICA へ提出すること。なお、様式はモニタリング・シートと同様とし、直近の内容を更新したものも添付する。また、同報告書は、JCC 等の定期会合にて報告するものとする。

【第2期契約期間（2018年1月～2020年10月）に予定している活動】

(7) ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

第1期の成果等を踏まえ、第2期における本プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第2期原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、JICA 及びラオス側関係者と協議、意見交換を行い、本プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プランについては、上記意見交換と、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、ラオス側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第 2 期原案）として取りまとめ、合意することとする。

(8) 成果 1 に係る活動

(1-1 森林関連法令や政策策定の支援を行う。)

1-1-1 合意された森林戦略 2020 の改訂の方針に沿い、かつ、国家 REDD+戦略を取り込む形で、森林戦略 2020 の改訂を支援する。

1-1-2 森林サブセクターワーキンググループ（FSSWG）の枠組みを利用し、ドナーによるラオスの政策的優先事項への支援を整理・調整する。

1-1-3 森林セクターの主要政策の策定を支援する（例：森林法の実施規則）（REDD+関連政策は成果 3 で扱う）

1-1-4 ルアンプラバンのパイロット政策支援結果を国家政策にフィードバックする。

(1-2 関連分野に関する能力強化のための研修を実施する。)

1-2-1 他のドナーや関係者と協力の上、ラオス内での研修を実施する。

1-2-2 優先分野を特定の上、国別研修を計画し実施する。

1-2-3 他のステークホルダーと協調し、C/P の関連する国際会議やワークショップへの参加を支援する。

(1-3 森林セクターのコーディネーションを支援する。)

1-3-1 FSSWG の事務局機能を支援する（情報共有、政策対話、ドナー調整等）。

1-3-2 四半期ごとに FSSWG が開催されるよう支援する。

1-3-3 森林サブ・セクターワーキンググループと他のワーキンググループとの相乗効果を高める。

(9) 成果 2 に係る活動

(2-1 国家森林モニタリングシステム（NFMS）の構築を支援する。)

2-1-1 国家森林情報システム（NFIS）のプロトタイプを用いて NFMS の物理システムを開発する。

2-1-2 NFMS を試験運用し、計画を見直す。

2-1-3 NFMS の運用マニュアルを作成する。

2-1-4 NFMS の運用計画を作成する。

(2-2 NFMS を活用した REDD+に関する第 1 回国家 MRV(測定、報告及び検証)の実施を支援する。)

2-2-1 MRV プロセスを改訂する（2-1-4 を受けて）。

- 2-2-2 「計測」に係る業務：活動量、排出係数を用いた排出・吸収量を測定する。
- 2-2-3 「報告」に係る業務：森林セクターから国家 GHG インベントリ（第3次国別報告書、隔年報告書）へのインプットを促進する。
- 2-2-4 「検証」に係る業務：UNFCCC が求める必要な対応を促進する。

(2-3 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)の設定を支援する。)

- 2-3-1 「各国状況 (National Circumstances)」、「参照シナリオ」を定義する。
- 2-3-2 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)確定に関するワークショップを開催する。
- 2-3-3 森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)の UNFCCC 提出を支援する。
- 2-3-4 UNFCCC の審査結果を受け、森林参照排出レベル(FREL)/森林参照レベル(FRL)の改訂を支援する。

(10) 成果3に係る活動

(3-1 国レベルの REDD+政策・制度へ技術的助言を行う。)

- 3-1-1 国の REDD+戦略策定を促進する。
- 3-1-2 国の REDD+戦略への技術的支援を行う。
- 3-1-3 国の REDD+政策 (例 セーブガード、利益配分システム) への技術支援を行う。
- 3-1-4 ラオスの REDD+と UNFCCC の担当者の協力を促進する。
- 3-1-5 NFMS 情報を用いて REDD+活動の有効性をコンサルテーション方式により評価する。
- 3-1-6 ルアンプラバン県における REDD+の取組と国家レベルの取組を協調させる。
- 3-1-7 他ステークホルダーと連携の上、ラオス政府の FCPF-CF へのアクセスを改善する。

(3-2 DFRM 及び DOF による国 REDD+の調整機能向上を支援する。)

- 3-2-1 国家 REDD+タスクフォース (NRTF) への技術支援を行う。
- 3-2-2 技術ワーキンググループ (TWG) への技術的助言を行う。
- 3-2-3 選定した TWG への技術的支援を行う。

(3-3 JCM-REDD+の制度・技術的進展に合わせた、ラオスへの導入を側面支援する)

- 3-3-1 JCM-REDD+に関する技術的インプットを行う。
- 3-3-2 JCM-REDD+に対する理解向上を図る。

(11) 成果4に係る活動

(4-1 県における REDD+の実施枠組みを構築する。)

- 4-1-1 県レベルの REDD+戦略 (PRS) を開発する。
- 4-1-2 PRS 実施のための能力強化を図る。

(4-2 県における森林由来の排出及び吸収に係る優先政策のパイロット事業を行う。)

4-2-1 優先的森林政策を試行する。

4-2-2 試行結果を評価する。

4-2-3 評価結果を県及び中央政府と共有する。

(4-3 県 REDD+に活用する森林モニタリングの構築・実施を支援する。)

4-3-1 県の森林モニタリング計画を策定する。

4-3-2 県の森林モニタリング実施を支援する。

4-3-3 県の森林モニタリング結果を検証する。

(4-4 REDD+に関する県と中央の連携促進を支援する。)

4-4-1 県の REDD+準備段階の教訓を国レベルに共有する。

4-4-2 県の JCM-REDD+への理解向上を図る。

(4-5 PAREDD アプローチ の県他地域への普及基盤を強化する。)

4-5-1 JCM-REDD+プロジェクトへの助言を行う。

4-5-2 PAREDD アプローチを普及するためのトレーナー向け研修 (ToT) を行う。

4-5-3 PAREDD 協力サイトのモニタリングを行う。

4-5-4 県の REDD+実施に係る外部資金へのアクセスや他の事業との調整を支援する。

(12) 共通事項

1) 関係者向けワークショップの開催

ラオス政府関係機関及び関連ドナー等への情報共有及びプロジェクト成果の普及、広報を目的としたワークショップをプロジェクト期間中、年1回の頻度で開催することを想定している。資料作成、議事録の作成、プレゼンテーション実施等のワークショップ開催に必要な業務を行うこと。また、JICA ラオス事務所と協力し、広く参加者を呼び掛けることが望まれる。なお本業務の実施に当たっては、「5. 実施方針及び留意事項」の(9)に記載された事項を留意の上実施すること。

2) 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、中央政府及び地方政府の REDD+を含む持続可能な森林管理に従事する C/P 職員の能力向上を図る観点から、C/P を対象とした本邦研修を以下の通り想定している。なお本業務の実施に当たっては、「5. 実施方針及び留意事項」の(10)に記載された事項を留意の上実施すること。

3) 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、これまでの技術協力プロジェクトや無償資金協力により供与した機材を活用することを前提としており、供与機材は必要最小限の調達を見込んでいく。他方で、衛星画像解析や GIS に使用するソフトウェアのライセンス更新は行うこととし、コンサルタントは業務開始後に C/P と最終的な機材 (ソフトウェア含む)、数量、仕

様等について調整を行い、必要性が認められるものについて JICA に供与機材計画案を提出する。同計画案では、必要に応じ JICA 調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」に基づいて調達を行う。なお本業務の実施に当たっては、「5. 実施方針及び留意事項」の(11)に記載された事項を留意の上実施すること。

4) 業務完了報告書の作成

案件終了2か月前に先方 C/P 機関と共同で業務完了報告書案を作成し、JICA ラオス事務所及び JICA 地球環境部に提出する。JICA のコメント及び本プロジェクト終了時に実施する JCC での合同レビューの結果を踏まえ、報告書を修正し、最終版として JICA に提出すること。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、ここで規定する成果品の英語及びラオス語部数は JICA 提出用の部数であり、C/P から要望があった際には追加的に簡易製本して配布することとする。本契約の成果品は、第1期は業務完了報告書（第1期）、第2期は業務完了報告書（全体）とする。

成果品	提出時期等	言語・部数
第1期（2015年10月～2017年12月）		
業務計画書（全体期間及び第1期） * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結日から起算して10営業日以内	和文3部
ワーク・プラン （全体期間及び第1期）	案件着手時（1か月以内）	英文3部 ラオス語3部 CD-R1枚
モニタリング・シート Ver. 1	案件着手時（1か月以内）	
モニタリング・シート Ver. 2	Ver. 1 提出の6カ月後（2016年3月）	
モニタリング・シート Ver. 3	Ver. 2 提出の6カ月後（2016年9月）	
モニタリング・シート Ver. 4	Ver. 3 提出の6カ月後（2017年3月）	
モニタリング・シート Ver. 5	Ver. 4 提出の6カ月後（2017年9月）	
業務完了報告書（第1期）	第1期契約期間 終了時	
第2期（2018年1月～2020年10月）		
業務計画書（第2期） * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結日から起算して10営業日以内	和文3部
ワーク・プラン（第2期）	案件着手時（1か月以内）	英文3部 和文3部 ラオス語3部 CD-R1枚
モニタリング・シート Ver. 6	Ver. 5 提出の6カ月後（2018年3月）	
モニタリング・シート Ver. 7	Ver. 6 提出の6カ月後（2018年9月）	
モニタリング・シート Ver. 8	Ver. 7 提出の6カ月後（2019年3月）	
モニタリング・シート Ver. 9	Ver. 8 提出の6カ月後（2019年9月）	

モニタリング・シート Ver. 10	Ver. 9 提出の 6 カ月後 (2020 年 3 月)	
モニタリング・シート Ver. 11	案件終了 2 か月前 (2020 年 8 月)	
業務完了報告書 (全体)	案件終了時	英文 5 部 和文 5 部 ラオス語 5 部 CD-R 3 枚

業務完了報告書 (全体) については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本 (ホチキス留め可) とする。報告書等の仕様、印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。

1) モニタリング・シート

モニタリング・シートの記載項目は、以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては JICA とコンサルタントで協議、確認する。なお、添付するモニタリング・シート I 及び II は PDM と PO をモニタリング用に編集したものとする。

I. Summary

1 Progress

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Actions undertaken by JICA

1-7 Progress of Actions undertaken by the Laos side

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

2-1 Detail

2-2 Cause

2-3 Action to be taken

2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, DFRM, DOF, etc.)

3 Modification of the Project Implementation Plan

3-1 PO

3-2 Other modifications on detailed implementation plan

4 Preparation of the Laos side toward after completion of the Project

II. Project Monitoring Sheet I & II (as Attached)

2) 業務完了報告書（第1期および全体）

業務完了報告書の記載項目は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に際しては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions(R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project

- 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
- 1-2 Input by the Laos side (Planned and Actual)
- 1-3 Activities (Planned and Actual)

2. Achievements of the Project

- 2-1 Outputs and indicators (Target values and actual values achieved at completion)
- 2-2 Project Purpose and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)

3. History of PDM Modification

4. Others

- 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
- 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction
(if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal
2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Laos side to achieve Overall Goal
3. Recommendations for the Laos side
4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

○ (3) 技術協力成果品、収集資料等

業務進捗報告書及び業務完了報告書には、C/P と合同で作成した技術協力成果品、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型フォーム）を添付すること。

(4) プロジェクト広報資料

本プロジェクトの広報活動に活用するため、コンサルタントは、プロジェクト広報資料を作成して JICA へ提出する。基本資料は以下の通りとするが、最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- 1) プロジェクトの背景と問題点、問題解決のためのアプローチ、アプローチの実践結果、プロジェクト実施上の工夫・教訓等を簡潔に記載する。
- 2) 少なくとも半年ごとに内容を更新し、プロジェクトの終了時まで作成する。
- 3) 平易な文章にて、日本語及び英語にて作成する。図表・カラー等も取り入れ、A4 版 8 ~10 枚程度とする。
- 4) 同内容のパワーポイント資料についても作成する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程計画

本業務は2015年10月中旬に開始し、60か月後の2020年10月を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

【第1期】 現地業務：約55MM 国内作業：約2MM

【全体】 現地業務：約106MM 国内作業：約4MM

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）は以下の通り。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／森林政策・森林経営（1号）
- 2) REDD+政策（3号）
- 3) 参加型森林保全/ジェンダー配慮
- 4) 森林情報システム/森林データベース
- 5) 森林インベントリ
- 6) FREL・FRL/MRV
- 7) リモートセンシング

3. 相手国側の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照のこと。

4. 参考資料等

(1) 配布資料

- ① 「ラオス国持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト（持続可能な森林経営及び REDD+推進のための森林セクター政策・戦略プロジェクト）準備フェーズ」業務進捗報告書
- ② 「ラオス国持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」R/D（改訂版）
- ③ 「ラオス国森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ④ 「ラオス国持続可能な森林経営及び REDD+のための国家森林情報システム構築にかかる能力向上プロジェクト」業務進捗報告書

(2) 閲覧資料（JICA Web サイトより入手可）

・「ラオス国森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト」終了時評価調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000017651>)

同調査結果要約表(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_0800212_3_s.pdf)

- ・「ラオス国持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400478_1_s.pdf)
- ・「ラオス国持続可能な森林経営及び REDD+のための国家森林情報システム構築にかかる能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000012878>)

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託の方が業務の効率性、経済性等の観点から優位と判断する場合には、想定される再委託事業について、必要と判断する理由とともにプロポーザルの中で提案すること。現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

なお、現地再委託に係る経費は本見積とする。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ラオス事務所、在ラオス日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのラオス関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA ラオス事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

7. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

— 以 上 —

